

目次

告示

- 県税等の収納事務の委託（税務課）
- と畜検査及び食鳥検査並びに輸出証明書の発行に係る手数料の徴収事務の委託（食と暮らしの安全推進課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託（同）
- 県営土地改良事業計画の縦覧（農村振興課）
- 漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（11件）（漁港整備推進室）
- 事務所の所在地等を確認できない宅地建物取引業者（建築宅地課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（大河原地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）（仙台地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（北部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（同）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（防災推進課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（警察本部会計課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（同）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

宮城県告示第331号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン
東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦3丁目1番21号
ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収納の内容
地方税法の規定に基づく宮城県県税等に係る徴収金
- 3 指定年月日
令和8年3月31日
- 4 委託年月日
令和5年2月6日
- 5 委託期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

宮城県告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
登米市米山町字桜岡今泉 314 番地
株式会社宮城県食肉流通公社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
と畜検査に係る手数料
食鳥検査に係る手数料
輸出証明書（衛生証明書）の発行に係る手数料
- 3 指定年月日
令和8年2月26日
- 4 委託年月日
令和8年3月31日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第333号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 8 年 4 月 17 日

宮城県告示第334号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
大崎市古川狐塚字西田 30 番地
株式会社古川青果地方卸売市場
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収事務の内容
宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営表山田・三段田地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年4月17日から令和8年5月21日まで
- 3 縦覧場所
気仙沼市役所

宮城県告示第 336 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 337 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
鮎立漁港の指定施設の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 338 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沢防波堤横泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 339 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地、磯草 B 防波堤横泊地、浦の浜栈橋横泊地①及び浦の浜
栈橋横泊地③）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 340 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地
②）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 341 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
桃ノ浦漁港の指定施設の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 342 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
松岩漁港の指定施設の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 4 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 343 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
日門漁港の指定施設の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 4 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 344 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 4 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 345 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 4 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 346 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
関上漁港の指定施設（護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 5 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第347号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により告示する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和8年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 宅地建物取引業者の商号又は名称
株式会社テックジャパン
- 2 代表者の氏名
平塚 洋一
- 3 事務所の所在地
大崎市鹿島台木間塚字小谷地 162 番地 1
- 4 免許年月日及び免許証番号
令和7年5月2日 宮城県知事(1)第7182号

宮城県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、川崎町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和8年4月17日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 高橋 悟

1 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年4月1日	大宮 忠	柴田郡川崎町大字前川字新町11番地	理事
令和8年4月1日	及川 和夫	柴田郡川崎町大字前川字中町65番地	理事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年3月31日	大宮 悟	柴田郡川崎町大字前川字浪形120番地1	理事
令和8年3月31日	佐藤 憲	柴田郡川崎町大字前川字新町33番地	理事
令和8年3月31日	大宮 三男	柴田郡川崎町大字前川字中町37番地	理事

宮城県告示第349号

宮城郡七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 10 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 4 月 17 日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 小嶋 淳一

宮城県告示第350号

仙台東土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月10日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月17日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 小嶋 淳一

宮城県告示第351号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月13日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月17日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大町久志

宮城県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和8年4月17日

宮城県北部地方振興事務所
 所長 大町久志

1 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年4月1日	梶形恭一	大崎市松山千石字松山138番地1	理事
令和8年4月1日	加藤邦和	加美郡加美町下狼塚字松原1番地	理事
令和8年4月1日	伊藤勇輔	大崎市三本木新沼字下大釜9番地	理事
令和8年4月1日	小高公則	大崎市三本木上伊場野字熊野堂24番地	理事
令和8年4月1日	佐々木紀恵	大崎市松山長尾字前71番地	理事
令和8年4月1日	鈴木正幸	大崎市松山下伊場野字志田橋30番地	理事
令和8年4月1日	中鉢隆広	大崎市松山次橋字山王51番地	理事
令和8年4月1日	佐々木和広	大崎市古川矢目字境10番地	理事
令和8年4月1日	川熊洋一	加美郡加美町菜切谷字白畑58番地	理事
令和8年4月1日	相澤光徳	大崎市三本木蒜袋字北屋敷44番地1	理事
令和8年4月1日	高橋八江	加美郡加美町羽場字屋敷50番地	理事
令和8年4月1日	佐藤俊光	大崎市古川中沢字南中沖9番地	理事
令和8年4月1日	高橋勤	加美郡加美町下新田字松木49番地	理事
令和8年4月1日	大友正一郎	大崎市松山長尾字宮下沢16番地	理事
令和8年4月1日	佐藤浩之	加美郡加美町羽場字屋敷24番地	監事
令和8年4月1日	相澤善文	大崎市三本木新沼字新田46番地	監事
令和8年4月1日	松川薫	大崎市松山須摩屋字阿弥陀江88番地	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年3月31日	久本徳衛	大崎市松山次橋字山王45番地1	理事
令和8年3月31日	梶形恭一	大崎市松山千石字松山138番地1	理事
令和8年3月31日	川熊洋一	加美郡加美町菜切谷字白畑58番地	理事
令和8年3月31日	伊藤勇輔	大崎市三本木新沼字下大釜9番地	理事
令和8年3月31日	加藤邦和	加美郡加美町下狼塚字松原1番地	理事
令和8年3月31日	相澤光徳	大崎市三本木蒜袋字北屋敷44番地1	理事
令和8年3月31日	佐藤俊光	大崎市古川中沢字南中沖9番地	理事
令和8年3月31日	桑添寛治	大崎市三本木伊場野字観音堂46番地	理事
令和8年3月31日	澁谷寿行	加美郡加美町下新田字新田30番地	理事
令和8年3月31日	小只宗一郎	大崎市松山金谷字亀井93番地1	理事
令和8年3月31日	佐藤信蔵	大崎市松山下伊場野字舟戸17番地	理事
令和8年3月31日	渋谷誠司	大崎市三本木新沼字二又176番地	監事
令和8年3月31日	佐藤浩之	加美郡加美町羽場字屋敷24番地	監事
令和8年3月31日	佐々木庄一	大崎市松山須摩屋字天道原52番地	監事

宮城県告示第353号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月10日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月17日

宮城県東部地方振興事務所
所長 小谷野 聡

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
総合防災情報システム保守・運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
防災推進課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月18日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社NTTデータ東北 仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
- 5 落札金額
97,200,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和8年2月6日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 4 月 17 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	名取市愛島台四丁目 101 番 12、101 番 13 の一部、101 番 34 の一部、101 番 35 の一部、101 番 36、101 番 37 の一部、201 番 16、201 番 17、201 番 18、201 番 19、201 番 22、301 番 3 の一部、301 番 10、301 番 12、301 番 15、301 番 16、301 番 17、311 番、312 番、313 番、315 番、321 番、322 番、323 番（第 8 工区）
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	名取市

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計システム賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年4月6日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
NX・TCリース&ファイナンス株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹3丁目1番1号
- 5 落札金額 42,604,800円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月23日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 宮城県警察勤務管理システム用サーバ貸借 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで
- (4) 履行場所 宮城県警察本部ほか

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 令和8年5月18日(月)までに、発注者に対し別紙「機器等リスト」(納入しようとする機器等を記載した一覧表)及び性能等に関する資料(製品カタログ等)を提出していること。
- (9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335)へ令和8年4月30日(木)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 担当課

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号022-221-7171、内線2232)

(2) 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

(3) 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和8年6月19日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和8年7月3日(金)午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて(1)あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月6日(月)午前9時30分

イ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(3)における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 契約保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) この入札に係る調達案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- (10) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Place and Deadline For Submitting Bid Form

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department,
Miyagi Prefectural Police Headquarters
July 3, 2026, 5:00 p.m.

2. Item/Service Required

Lease of Work Management System Server for Miyagi Prefectural Police - 1 set

3. Date and Place of Bid Selection

the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters
July 6, 2026, 9:30 a.m.

4. Contact

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi
Prefectural Police Headquarters
3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan
Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

宮城県教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年4月17日

宮城県教育委員会

教育長 小野 寺 邦 貢

1 日 時 令和8年4月23日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第3号議案 学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン改訂について

第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について

第5号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）